

認定 SOHO-ID 認証ネットワーク協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会は、「認定 SOHO-ID 認証ネットワーク協議会（以下、「協議会」という。）」と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、ビジネス界における SOHO 事業者の地位確立と事業上での IT 利活用促進による競争力強化を図り、同時に企業間取引での円滑化及び適正化を図ることを目的とし、その達成を目標に、SOHO 関係機関や団体、民間企業等が戦略的、かつ効果的な施策・事業を相互に連携し、協力して展開するものとする。

(活 動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 「認定 SOHO 制度（認定 SOHO-ID 認証事業）」に基づく検定・研修事業
- (2) 認定 SOHO 事業者への認定書発行及び認定 SOHO-ID カード、電子認証キー（本人確認用）の発行及び管理事業
- (3) 認証センターの連携推進及び運用管理事業
- (4) SOHO スキルバンク・データベースの設計・構築・運用管理事業
- (5) 「認定 SOHO 制度（認定 SOHO-ID 認証事業）」に付帯する各種サービスの開発事業
- (6) 「認定 SOHO 制度（認定 SOHO-ID 認証事業）」に付帯する各種情報提供事業
- (7) SOHO 事業者と企業間のビジネスマッチング事業（@SOHO 運営事業）
- (8) 「認定 SOHO 制度（認定 SOHO-ID 認証事業）」及びサポーター機関の紹介・PR 事業
- (9) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(構 成 員)

第4条 協議会は、幹事団体を特定非営利活動法人日本 IT イノベーション協会とし、その他、第2条の目的に賛同し、協議会の事業に協力する意志を有する者（SOHO 支援団体、SOHO エージェント、SOHO コミュニティー、その他関連団体、民間企業、専門家、有識者等（以下、「サポーター等」という。）をもって構成する。

2 サポーター等は、協議会の運営と、各種実施事業に協力するものとする。

(運 営)

第5条 協議会の運営は、協議会・事務局（以下「事務局」という。）が行う。

2 サポーター等は、事務局に対し、建設的な意見（助言等）を述べることができる。

3 事業計画等の重要事項の策定に際し、事務局は、各サポーター等からの建設的な意見（助言等）を踏まえ、決定するものとする。

4 事務局は、協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じて作業部会（ワーキング・グループ）等を置くことができる。

5 事務局は、協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じて企画運営委員会を設置し、適時委員会会合を開催できる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、特定非営利活動法人日本ITイノベーション協会(JITA)とし、協議会が実施する各種事業の展開、サポーター等との連絡・調整を行うものとする。

(その他)

第7条 この規約に定めるものの他、協議会に関する必要な規程類については、協議会事務局が定めるものとする。

附 則 この規約は、平成18年12月15日から施行する。

改 訂 この規約は、平成19年7月9日に改定し施行する。

SOHO-ID Conference